



国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

令和2年4月分から令和3年3月分までの国民年金保険料は、月額16,540円です。保険料は、日本年金機構から送られる納付書により、金融機関・郵便局・コンビニで納めることができます。また、クレジットカードによる納付やインターネット等を利用しての納付、そして便利でお得な口座振替もあります。

日本年金機構では、国民年金保険料を納付期限までに納めていただけない方に対して、電話、書面、面談により早期に納めていただくよう案内を行っております。

未納のまま放置されると、強制徴収の手続きによって督促を行い、指定された期限までに納付が無い場合は、延滞金を課すだけではなく、納付義務のある方（※）の財産を差し押さえることがありますので、早めの納付をお願いします。

所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、免除される制度や猶予される制度がありますので、年金窓口へご相談ください。

※納付義務者は、被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者及び世帯主です。

国民年金保険料免除制度

保険料が納め忘れの状態、万が一、障がいや死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度」がありますので、住民登録をしている市区町村の国民年金担当窓口で手続きをしてください。申請書は窓口に備え付けてあります。

令和2年度の免除等の受付は令和2年7月1日から開始され、7月分から令和3年6月分までの期間を対象として審査を行います。

失業等により保険料を納付することが困難になったものの、申請を忘れていたために未納期間を有している方は、一度、旭川年金事務所（0166-27-1611）または住民課戸籍担当までご相談ください。

☎ 住民課戸籍担当 ☎ 56-2123

児童手当受給者は6月末日までに現況届の提出を

児童手当を受けている方は、毎年6月に「現況届」を提出しなければなりません。この届けは、毎年6月1日における受給者の状況を調査し、児童手当を引き続き受けることができるかどうかを判定するためのものです。現況届の提出がない場合は、6月分以降の児童手当の支給が停止されますので、早めに手続きをしてください。なお、現況届の用紙は、5月中に対象者に郵送しています。

児童手当とは？

- 目的** 児童手当制度は、児童を養育している方に手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的としています。
- 支給対象** 中学校修了までの児童を養育している方に支給されます。
- 支給額**

① 0～3歳未満（一律）	15,000円
② 3歳～小学校修了前まで（第1子、第2子）	10,000円
③ 3歳～小学校修了前まで（第3子以降）	15,000円
④ 中学生（一律）	10,000円
- 所得制限** 受給者の所得が所得制限限度額以上の場合、児童手当の額は、児童の年齢に関わらず児童一人当たり月額5,000円となります。
- 支給時期** 毎年2月・6月・10月に、それぞれの前月分まで（4か月分）が支払われます。

令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金

『令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金』は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組の一つとして、児童手当を受給する世帯（0歳～中学生のいる世帯）に対する臨時特別給付金（一時金）です。

児童手当6月定時支給と合わせて支給します。

該当者には関係書類を直接郵送しています。

☎ 福祉子育て支援課子育て支援室 ☎ 56-2125

令和2年度 行政区長紹介

令和2年度の行政区長が次のとおり決定しました。皆さんと行政を結ぶパイプ役を担っていただく行政区長をご紹介します。

上双珠別 伊藤 清志 さん	宮下 稲田 實 さん	高台 神田 正俊 さん	占冠市街 山崎 正紀 さん	中トママ 久我 正志 さん
下双珠別 藤岡 幸次 さん	本通 窪田 敏雄 さん	美園 森 貴之 さん	上トママ第一 江頭 謙一郎 さん	
中央第二 鈴木 雅士 さん	千歳 児玉 眞澄 さん	占冠第一 山本 理沙 さん	上トママ第二 安居 明美 さん	

ささいな悩みでもお気軽にご相談ください。

これからも地域と共に

民生委員・児童委員は、様々な活動を通じて、皆様の安心を支えています。これからも地域福祉の中核として取組みを強化していくとともに、地域住民や地域の多様な主体が住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく「地域共生社会」の実現に向けて活動していきます。

地域の身近な相談相手

民生委員児童委員は厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。給与の支給はなく、ボランティアとして、占冠村では9名（うち2名は主任児童委員）の委員が活動しています。

村民の身近な相談相手として、常に住民の立場に立ち、生活上の心配ごとや困りごとなどの相談に広く応じるとともに、行政や専門機関へのパイプ役として、関係行政機関の業務にも協力しています。

個人の秘密は固く守られますので、日常生活での困りごとや悩みごとなどがありましたら、お近くの民生委員児童委員にお気軽にご相談ください。

【暮らしのこと】

住まいに関すること
近所付き合いに関すること
生活費に関すること
生活保護に関すること
遊び場などの危険箇所に関すること

【家族関係のこと】

結婚、離婚に関すること
親子関係に関すること
扶養に関すること
相続に関すること

【在宅生活に関すること】

毎日の介護で困っていること
福祉サービスの利用に関すること
介護保険制度に関すること
施設利用に関すること
（小規模多機能施設など）

【育児・教育のこと】

育児やしつけに関すること
いじめや不登校に関すること
学校生活の悩みに関すること
非行に関すること
児童虐待に関すること など



占冠村民生委員児童委員 ※（ ）内は担当区

鈴木 雅士さん（中央第二） 鷲尾 心英さん（宮下） 窪田 敏雄さん（本通） 児玉 仁子さん（千歳）
大和 妙子さん（占冠第一） 原 和恵さん（占冠市街） 坂口 誠さん（上トママ）

主任児童委員

江頭 恵美さん（全村） 渡辺 幸恵さん（全村） ◎子どものことを専門に担当し活動します。

☎ 福祉子育て支援課 社会福祉担当 ☎ 56-2125